

令和6年度第1回渋川地域保健医療対策協議会（書面開催） 次 第（議事及び各報告の概要）

日付：令和6年9月9日（月）

1 議題

（1） 渋川保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議の審査方針（案）【資料1】

- ・群馬県保健医療計画の策定にあわせて、渋川保健医療圏における病院の開設等に係る事前協議の審査方針を定めています。
- ・今般、第9次計画を策定したことから、改めて審査方針を定めるため、その内容について協議会で協議いただき、審査方針を決定するものです。
（資料は前回の審査方針の修正箇所（日付と計画年次）を赤字見え消しで表記しています。）
- ・なお、今回の協議会に諮る審査方針（案）は、第1回地域医療構想調整部会（書面開催）で、事前に了承を得ています。

2 報告

（1） 令和6年度渋川保健医療圏における医療機能等の現況【資料2】

- ・渋川保健医療圏における医療機能等の現況をとりまとめましたので、報告いたします。
- ・病床数を見ると、令和6年5月末における既存病床数は基準病床数を上回っており、原則として、新たな病床の整備は困難な状況にあります。

（2） 地域医療構想（推進区域、モデル推進区域）について【資料3】

- ・国は、地域医療構想のPDCAサイクルを通じた取組をさらに推進するため、2025年に向けて取り組む事項を明確化するとともに、積極的な支援を実施することとなりました。
- ・その取組として、国は新たに「推進区域」を各都道府県に1～2か所（圏域単位）を設定し、現状の病床数と地域医療構想で必要とする病床数との乖離を解消していくこととしました。
- ・国は、全国の推進区域の中から、特に重点的に乖離の解消を進める区域を「モデル推進区域」（全国で10～20区域を選定）として、技術的、財政的支援を行っていくこととしています。
- ・群馬県からは、各構想区域の地域医療構想調整部会での協議を踏まえ、伊勢崎構想区域と藤岡構想区域を「推進区域」として国に上申し、両構想区域とも「モデル推進区域」に選定されました。
- ・「モデル推進区域」に選定された区域は、2024年度中に、国の伴走支援を受けながら区域対応方針を策定する予定です。

(3) 第8次群馬県保健医療計画の推進状況【資料4】

- ・第8次計画において、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行っているところですが、数値目標の年次推移や施策の取組状況を報告いたします。
- ・令和5年度については、数値目標96項目のうち、進捗状況が把握できた91項目について、「達成」「前進」は62項目で68%となり、全体として概ね前進しています。

(4) 令和5年度病床機能報告の結果について【資料5】

- ・令和5年度病床機能報告の結果をとりまとめましたので、報告いたします。
- ・病床機能報告は、毎年、各医療機関がその有する病床の医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）を自ら選択し報告するものです。
- ・令和4年度と比較すると、渋川保健医療圏においては、急性期が5床減少し休床となっています。

渋川地域保健医療対策協議会委員等名簿

任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日

【渋川地域保健医療対策協議会委員】

No	所属機関	役 職	氏 名	備 考
1	渋川市	市長	高木 勉	
2	榛東村	村長	南 千晴	R5.5.18～
3	吉岡町	町長	柴崎 徳一郎	
4	渋川地区医師会	会長	中野 正幸	
5	独立行政法人国立病院機構渋川医療センター	院長	高橋 章夫	R6.4.1～
6	北関東循環器病院	副院長	中島 邦喜	
7	渋川中央病院	院長	菊地 政貴	
8	渋川地区医師会	有床診療所代表	神保 進	
9	渋川北群馬歯科医師会	会長	高橋 勉	
10	渋川地区薬剤師会	会長	木村 幸弘	
11	群馬県看護協会	渋川支部支部長	高橋 泰子	
12	渋川広域消防本部	消防長	山田 知巳	R6.4.1～
13	群馬県介護支援専門員協会	渋川圏域支部役員	高橋 敬子	
14	群馬県保険者協議会 (全国健康保険協会群馬支部)	企画総務グループ長	青木 理	R5.11.1～

渋川地域保健医療対策協議会会則

(目 的)

第1条 地域住民の健康を確保するため、地域の実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として、渋川地域保健医療対策協議会（以下「協議会という。」）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の事項を協議する。

- (1) 保健医療計画に関すること。
- (2) 政策的に推進すべき医療や機能に関すること。
- (3) その他、保健医療にかかる基本的事項に関すること。

(組 織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、渋川保健福祉事務所長（以下、「所長」という。）が選任する。

- (1) 保健医療関係者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 福祉関係者
 - (4) 行政関係者
 - (5) 渋川地域の保健医療の推進に関係する者
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長・副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要に応じて所長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部 会)

第6条 必要に応じ、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、会長の意見を聞いて、所長が別途定める。
- 3 第4条及び第5条の規定は、部会にこれを準用する。

(事務局)

第7条 事務局は、渋川保健福祉事務所に置く。

(雑 則)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- この会則は、昭和50年4月1日から施行する。
この会則は、昭和59年11月6日から施行する。
この会則は、平成3年2月26日から施行する。
この会則は、平成11年4月1日から施行する。
この会則は、平成13年4月1日から施行する。
この会則は、平成16年8月19日から施行する。
この会則は、平成19年11月12日から施行する。
この会則は、平成28年4月1日から施行する。
この会則は、令和4年4月1日から施行する。